

2016年9月20日

公益社団法人 日本分析化学会

支部長 各位

公益社団法人 日本分析化学会

会長 鈴木孝治

2017年度学会賞・奨励賞受賞候補者の推薦について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、本会学会賞・奨励賞規定第5条および第9条により、2017年度学会賞受賞候補者（3件以内）および奨励賞受賞候補者（5件以内）を全国的視野でご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご推薦にあたっては、添付の規定および下記事項をお含みくださるようお願い致します。

敬具

記

1. 推薦書、推薦理由書（文献を含む）および説明資料は、**来る2017年1月末日（必着）までに**、正1通、副14通（正を複写したもの。ただし、説明資料は1通で結構です）を本会事務局（担当職員：三浦）あてにお送りください。
2. 推薦理由書は、同封の学会賞・奨励賞規定第9条b)に従って作成してください。
なお、推薦理由書が規定〔第9条b)〕の書式、枚数に従っていない場合は、受理致しませんので、特にご注意ください。
3. 文献の記載方法は、文献番号、題目、著者名、雑誌名、巻、ページ（年号）の順とし、文献番号ごとに改行して記載ください。また、本文中に文献番号を必ず引用するとともに、文献欄の書き方も本文と同様に1行45字（英文は90字）、40行を厳守してください。なお、オリジナルペーパー（ノート、速報はその旨を付記してください）と、総説、解説、その他の文献は別のグループに記載してください。
4. 学会賞受賞候補者の推薦に当たっては、学会賞規定第1条により、少なくとも1報が本会の論文誌（「分析化学」または「Analytical Sciences」）に発表されていることが条件となっておりますので、ご注意ください。なお、奨励賞受賞候補者はこの限りではありません。また、奨励賞規定第1条の満35歳以下は、36歳に達していない者の意です。
5. 学会賞受賞候補者は、同一年度の学会功労賞および技術功績賞の受賞候補者にはなれませんので（学会賞規定第1条）、推薦に当たってはご注意ください。
6. 奨励賞候補者は学生会員でもよいが、受賞の時点で正会員であることが必要です。

7. 学会賞・奨励賞の副賞および研究業績説明者への旅費・交通費は支給致しませんので、ご了承ください。

なお、推薦候補者の選考の際に、同一年度に関連研究室から複数の受賞候補者が推薦されている場合には、その候補者同士の研究業績の重複にご留意ください。

以上

2016年9月20日

公益社団法人 日本分析化学会
支部長 各位

公益社団法人 日本分析化学会
会長 鈴木孝治

2017年度技術功績賞受賞候補者の推薦について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、本会技術功績賞規定第5条および第8条により、2017年度技術功績賞受賞候補者を募集しております。添付の規定、技術功績賞制定趣意書および下記事項をご覧のうえ、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 推薦書、推薦理由書（業績リストを含む）および説明資料は、来る**2017年1月末日（必着）までに**、正1通、副12通（正を複写したもの。ただし、説明資料は1通で結構です）を本会事務局（担当職員：三浦）あてにお送りください。
2. 推薦理由書は、A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文2枚以内、業績リスト2枚以内で作成してください〔同封の技術功績賞規定第8条b）を参照〕。
なお、推薦理由書が規定〔第8条b）〕の書式、枚数に従っていない場合は、受理致しませんので、特にご注意ください。
3. 業績リストの記載方法は、業績リスト番号、題目、著者名、雑誌名、巻、ページ（年号）の順とし、業績リスト番号ごとに改行して記載ください。
4. 技術功績賞受賞候補者は、同年度の学会賞および学会功労賞の受賞候補者にはなれませんので（技術功績賞規定第1条）、推薦に当たってはご注意ください。
5. 研究業績説明者への旅費・交通費は支給致しませんので、ご了承ください。

以上

2016年9月20日

公益社団法人 日本分析化学会
支部長 各位

公益社団法人 日本分析化学会
会長 鈴木孝治

2017年度学会功労賞受賞候補者の推薦について(お願い)

拝啓 時下ますますご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、本会学会功労賞規定第5条および第8条により、2017年度学会功労賞受賞候補者を募集しております。添付の規定、学会功労賞制定趣意書および下記事項をご覧のうえ、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 推薦書、推薦理由書(業績リストを含む)および説明資料は、来る**2017年1月末日(必着)までに**、正1通、副12通(正を複写したもの。ただし、説明資料は1通で結構です)を本会事務局(担当職員:三浦)あてにお送りください。
2. 推薦理由書は、A4判用紙を縦(1行45字×40行)に使用し、本文および業績リスト(主要論文など5件以内)を合わせて3枚以内で作成ください[同封の学会功労賞規定第8条を参照]。
なお、推薦理由書が規定[第8条]の書式、枚数に従っていない場合は、受理致しませんので、特にご注意ください。
3. 業績リストの記載方法は、業績リスト番号、題目、著者名、雑誌名、巻、ページ(年号)の順とし、業績リスト番号ごとに改行して記載ください。
4. 学会功労賞受賞候補者は、同一年度の学会賞および技術功績賞の受賞候補者にはなれませんので(学会功労賞規定第1条)、推薦に当たってはご注意ください。
5. 研究業績説明はありません。

以上

2016年9月20日

公益社団法人 日本分析化学会
支部長 各位

公益社団法人 日本分析化学会
会長 鈴木孝治

2017年度先端分析技術賞候補者の推薦について(お願い)

拝啓 時下ますますご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、本会先端分析技術賞規定第6条および第9条により、2017年度先端分析技術賞受賞候補者を募集しております。添付の規定、先端分析技術賞制定趣意書および下記事項をご覧のうえ、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 推薦書、推薦理由書（業績リストを含む）及び説明資料は、来る**2017年1月末日（必着）までに**、正1通、副14通（正を複写したもの。ただし、説明資料は1通で結構です）を本会事務局（担当職員：三浦）あてにお送りください。
2. 推薦理由書は、A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文および業績リストをそれぞれ2枚以内で作成ください〔同封の先端分析技術賞規定第9条を参照〕。
なお、推薦理由書が規定〔第9条〕の書式、枚数に従っていない場合は、受理致しませんので、特にご注意ください。
3. 業績リストの記載方法は、業績リスト番号、題目、著者名、雑誌名、巻、ページ（年号）の順とし、業績リスト番号ごとに改行して記載ください。
4. 研究業績説明者への旅費・交通費は支給致しませんので、ご了承ください。

以上

学 会 賞 規 程

- 第1条 本会に学会賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして分析化学に関する貴重な研究をなし、その業績を本会論文誌及びその他の論文誌に発表した者の中から、特に優秀なる者にこれを贈呈する。
但し、学会功労賞及び技術功績賞受賞者は、受賞できない。又、同一年度の学会功労賞及び技術功績賞の受賞候補者となることはできない。
- 第2条 本賞の贈呈は、毎年3件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者は、年会において学会賞受賞講演を行う。
- 第5条 会長は、各支部長に推薦を依頼するほか、毎年会誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第6条 支部長は、各支部ごとに学会賞・学会功労賞・技術功績賞・奨励賞候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会という）を設ける。
- 第7条 会員は、その所属する支部推薦委員会に10月末日までに候補者を推薦することができる。
- 第8条 候補者の推薦に当たっては、所属支部の範囲に拘泥せず、全国的視野において行う。
- 第9条 支部長は、支部推薦委員会の議に基づき、3件以内を順立を付けず、1月末日までに会長に推薦する。
この推薦に際しては、次の書類正各1通及び副各14通（但し、説明資料を除く）を提出する。
- a) 推薦書 [所定の用紙]
 - b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文は5枚以内（図表を含んでもよい）、文献（主要論文）は5枚以内で作成すること]
 - c) 説明資料 [特に重要な論文の別刷、その他審査の参考となる資料]
- 第10条 本賞候補者の選考は、学会賞等審査委員会（以下審査委員会という）において行う。
審査委員は、役員等候補者選考委員会が本会会員中より13名を選考し、会長がこれを委嘱する。
委員長は、委員の互選による。
- 第11条 審査委員会の内規は、別に定める。
- 第12条 審査委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。
- 第13条 審査委員は、当該年度の会長、被推薦者及びその推薦者であってはならない。
- 第14条 審査委員会は、各支部長より推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの3件以内を無記名投票によって選考し、本人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。
- 第15条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。
- 付規 推薦者（支部長）が被推薦者となることは本規程上差し支えない。

1990年9月21日、1991年6月21日、1998年6月19日、1999年6月18日、1999年12月17日、2011年9月29日一部
改正

奨 励 賞 規 程

- 第1条 本会に奨励賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして受賞選考の時期までこなされた分析化学に関する研究が独創的であり、将来を期待させる研究者で、受賞の年の4月1日現在で満35歳以下の者に贈呈する。
- ② 研究業績は、本会論文誌又はその他の論文誌、及び特許等の知的財産を対象とし、いずれも公表されたものでなければならぬ。
- ③ 受賞の基礎となる研究業績が共同研究の場合は、主たる研究者について適用する。
- 第2条 本賞は、毎年5件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者は、年会において奨励賞受賞講演を行う。
- 第5条 会長は、各支部長に推薦を依頼するほか、毎年会誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第6条 支部長は、各支部ごとに学会賞・学会功労賞・技術功績賞・奨励賞候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会という）を設ける。
- 第7条 会員は、その所属する支部推薦委員会に10月末日までに候補者を推薦することができる。
- 第8条 候補者の推薦に当たっては、所属支部の範囲に拘泥せず、全国的視野において行う。
- 第9条 支部長は、支部推薦委員会の議に基づき、5件以内を順位を付けず、1月末日までに会長に推薦する。
この推薦に際しては、次の書類正各1通及び副各14通（但し、説明資料を除く）を提出する。
- a) 推薦書 [所定の用紙]
- b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文は4枚以内（図表を含んでもよい）、文献（主要論文並びに特許資料）は5枚以内で作成すること]
- c) 説明資料 [特に重要な論文、特許資料の別刷又はコピーその他審査の参考となる資料]
- 第10条 本賞候補者の選考は、学会賞等審査委員会（以下審査委員会という）において行う。
- 第11条 審査委員会は、各支部長より推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの5件以内を無記名投票によって選考し、当人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。
- 第12条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。

1990年9月21日、1991年6月21日、1998年6月19日、1999年6月18日、1999年12月17日、
2005年4月15日、2011年9月29日一部改正

奨励賞規定

- 第1条 本会に奨励賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして受賞選考の時期までになされた分析化学に関する研究が独創的であり、将来を期待させる研究者で、受賞の年の4月1日現在で満35歳以下の者に贈呈する。
- ② 研究業績は、本会論文誌又はその他の論文誌に公表されたものでなければならない。
 - ③ 受賞の基礎となる研究業績が共同研究の場合は、主たる研究者について適用する。
- 第2条 本賞は、毎年3件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状、賞牌、副賞とし、年会において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者は、年会において奨励賞受賞講演を行う。
- 第5条 会長は、各支部長に推薦を依頼するほか、毎年会誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第6条 支部長は、各支部ごとに学会賞等候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会という）を設ける。
- 第7条 会員は、その所属する支部推薦委員会に10月末日までに候補者を推薦することができる。
- 第8条 候補者の推薦に当たっては、所属支部の範囲に拘泥せず、全国的視野において行う。
- 第9条 支部長は、支部推薦委員会の議に基づき、3件以内を順位をつけず、1月末日までに会長に推薦する。
この推薦に際しては、次の書類正各1通及び副各12通（但し、説明資料を除く）を提出する。
- a) 推薦書 [所定の用紙]
 - b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文及び文献（主要論文）を合せて3枚以内で作成すること]
 - c) 説明資料 [特に重要な論文の別刷、その他審査の参考となる資料]
- 第10条 本賞候補者の選考は、学会賞等審査委員会（以下審査委員会という）において行う。
- 第11条 審査委員会は、各支部長より推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの3件以内を無記名投票によって選考し、本人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。
- 第12条 会長は、前条によって報告された候補者名を常議員会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。

1990年9月21日、1991年6月21日一部改正

学 会 功 労 賞 規 程

- 第1条 本会に学会功労賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして日本分析化学会及び分析化学の発展に多大な貢献をなした者で、受賞の年の1月1日現在、30年間以上引き続き本会会員であり、満55歳以上の者にこれを贈呈する。但し、学会賞受賞者及び技術功績賞受賞者は、受賞できない。又、同一年度の学会賞及び技術功績賞の受賞候補者となることはできない。
- 第2条 本賞の贈呈は、毎年5件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。
- 第4条 会長は、各支部長に推薦を依頼するほか、毎年会誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第5条 支部長は、各支部ごとに学会賞・学会功労賞・技術功績賞・奨励賞候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会という）を設ける。
- 第6条 会員は、その所属する支部推薦委員会に10月末日までに候補者を推薦することができる。
- 第7条 候補者の推薦に当たっては、所属支部の範囲に拘泥せず、全国的視野において行う。
- 第8条 支部長は、支部推薦委員会の議に基づき、3件以内を順位を付けず、1月末日までに会長に推薦する。
この推薦に当たっては、a) 推薦書 [所定の用紙]、b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文及び業績リスト（主要論文など5件以内）を合わせて3枚以内で作成すること]、c) 被推薦者履歴書 [所定の用紙]、d) 説明資料 [特に重要な報告の別冊など審査の参考となる資料] を正各1通及び副各12通（但し、説明資料を除く）提出する。
- 第9条 本賞候補者の選考は、学会功労賞・技術功績賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。
審査委員は、役員等候補者選考委員会が、本会会員中より11名を選考し、会長がこれを委嘱する。
委員長は、委員の互選による。
- 第10条 審査委員会の内規は、別に定める。
- 第11条 審査委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。
- 第12条 審査委員は、当該年度の会長、被推薦者及びその推薦者であってはならない。
- 第13条 審査委員会は、各支部長より推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めた者5件以内を無記名投票によって選考し、本人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。
- 第14条 会長は、本賞候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。
- 第15条 本規程は、1999年2月19日より施行する。本規程の改訂は、常務委員会の議を経て理事会の議決による。

1999年12月17日、2001年6月15日一部改正

社団法人日本分析化学会 学会功労賞制定趣意書

本会は、創立10周年記念事業として学会賞及び有功賞を、創立20周年記念事業として奨励賞を、又、35周年記念事業として技術功績賞を、それぞれ制定致しました。これらの賞は、個人の独創的学術業績、分析技術に関わる貢献あるいは多年にわたる貢献を称えるものであり、多くの会員がその誉れを受けておられます。

近年、日本の先端科学・技術を支える分析化学・分析技術の重要性はとみに高まっております。環境・安全、品質・生産管理、資源・エネルギー、医療、バイオテクノロジー等の社会的関連の深い問題の解決には、まず質の高い化学情報が必要とされるからです。本会は、学会活動を通じて、これらの社会的要請にこたえ、大きな役割を果たしてまいりました。

この度、創立50周年を迎えるにあたり、学会に課せられた使命を改めて認識し、これら学会活動に先導的役割を果たされた会員を表彰するため、学会賞等と並んで学会功労賞を制定することと致しました。この賞は、日本分析化学会及び分析化学の発展において、著しい功績のあった個人を対象にするものであります。又、この賞は、学会賞及び技術功績賞受賞者は対象とせず、逆に、この賞の受賞者も両賞の対象とはしないことと致しました。

上述の趣旨を御理解のうえ、会員の皆様の御支援をお願い致します。

【参考】 本賞の対象となる業績は、多々あると考えられますが、次のようなものが例として挙げられます。

- (1) 本会の発展に対する功績
- (2) 分析化学の教育における功績
- (3) 分析化学の国際交流における功績
- (4) 本会の本部・支部の役員としての功績
- (5) 本会の各種委員会・研究懇談会における功績
- (6) 本会の本部・支部事業等における功績
- (7) その他分析化学による社会的功績

(1999年2月19日理事会承認、1999年12月17日、2001年6月15日、2002年9月13日 一部改正)

技 術 功 績 賞 規 程

- 第1条 本会に技術功績賞（以下本賞という）を設け、本会会員にして分析技術の向上、あるいは、分析技術による社会的貢献に関し、業績の著しい者の中から、特に優秀なる者にこれを贈呈する。本賞は、本会正会員を中心とするグループに贈呈することもできる。但し、学会賞受賞者及び学会功労賞受賞者は、受賞できない。又、同一年度の学会賞及び学会功労賞の受賞候補者となることはできない。
- 第2条 本賞の贈呈は、毎年3件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者（グループにおいてはその中心になる者）は、年会において技術功績賞受賞講演を行う。
- 第5条 会長は、毎年年誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第6条 会員は、候補者を所属支部の支部長又は団体会員代表者に推薦することができる。
- 第7条 支部長又は団体会員（維持会員、特別会員及び公益会員）代表者は、候補者を会長に推薦する。
- 第8条 候補者の推薦に際しては、次の書類正各1通及び副各12通（但し、説明資料を除く）を1月末日までに会長に提出する。
- a) 推薦書 [所定の用紙]
 - b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文及び業績リスト（主要なもの）はそれぞれ2枚以内で作成すること]
 - c) 被推薦者履歴書 [所定の用紙]
 - d) 説明資料 [特に重要な報告の別刷りなど審査の参考となる資料]
- 第9条 本賞候補者の選考は、学会功労賞・技術功績賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。審査委員は、役員等候補者選考委員会が、本会会員中より11名を選考し、会長がこれを委嘱する。委員長は、委員の互選による。
- 第10条 審査委員会の内規は、別に定める。
- 第11条 審査委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。
- 第12条 審査委員は、当該年度の会長、被推薦者及びその推薦者であってはならない。
- 第13条 審査委員会は、推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの3件以内を無記名投票によって選考し、本人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。
- 第14条 会長は、前条によって報告された候補者を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。
- 付規 推薦者（支部長・団体会員代表者）が被推薦者となることは本規程上差し支えない。

1990年9月21日、1991年6月21日、1996年6月21日、1999年6月18日、1999年12月17日
一部改正

日本分析化学会 技術功績賞制定趣意書

本会は、創立10周年記念事業として学会賞及び有功賞を、創立20周年記念事業として奨励賞を、それぞれ制定致しました。これらの賞は、個人の独創的学術業績あるいは多年にわたる貢献を称えるものであり、多くの会員がその誉れを受けておられます。

しかしながら、近年の分析技術・分析化学の関与する分野は極めて多岐にわたり、品質・生産管理、環境・安全、エネルギー・資源、医療、バイオテクノロジー、高度情報化などの社会的関連の深い問題に一層密接な関係をもつようになりました。分析技術は分析化学の支えともなり、これらの社会的課題に対して大きな役割を果たしております。

本会は、学会活動を通じて、これらの社会的要請にこたえてまいりました。このたび創立35年を迎えるにあたり、学会に課せられた使命を改めて認識し、その使命遂行に功績のあった会員を表彰するため、学会賞等と並んで技術功績賞を制定することと致しました。この賞は、分析技術の進歩及び応用において著しい功績のあった個人あるいはグループを対象とするものであります。

上述の趣旨を御理解のうえ、会員の皆様の御支援をお願い申し上げます。

【参考】 本賞の対象となる業績は、多々あると思われませんが、次のようなものが例として挙げられます。

- (1) 分析技術の向上普及における功績
- (2) 優れた分析機器の開発・生産における功績
- (3) 分析法・分析機器の規格化における功績
- (4) 分析試薬・標準物質の開発・生産における功績
- (5) 品質管理・生産管理における分析技術による功績
- (6) 環境・安全、医療・健康への分析技術による貢献
- (7) 資源・エネルギー問題への分析技術による貢献
- (8) その他分析技術による社会的功績

先端分析技術賞規程

- 第1条 本会に先端分析技術賞（以下、本賞という）を設け、先端的分析技術開発（機器開発、分析・評価技術開発、分析用新規物質の開発、など）や実用化において、優秀なる業績と展開性を示した個人あるいはグループにこれを贈呈する。
- 第2条 本賞には、（一社）日本分析機器工業会（以下J A I M Aという）のスポンサーシップによるJ A I M A機器開発賞と、（一財）化学物質評価研究機構（以下C E R Iという）のスポンサーシップによるC E R I評価技術賞とによって構成される。
- 第3条 本賞の贈呈は、J A I M A機器開発賞は毎年2件以内、C E R I評価技術賞は毎年1件以内とする。
- 第4条 本賞は、賞状、賞牌及び副賞とする。
- 第5条 本賞を受けた者は、受賞記念講演を行う。
- 第6条 本会会長は、毎年会誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載するとともにJ A I M A機関誌夏号およびC E R I機関誌夏号に掲載を依頼する。
- 第7条 本賞への応募者は自薦・他薦を問わず、本会支部長、本会研究懇談会委員長またはJ A I M A専務理事、C E R I担当理事あてに必要な書類を定められた期日までに提出する。
- 第8条 支部長、研究懇談会委員長またはJ A I M A専務理事、C E R I担当理事は、候補者を会長に推薦する。
- 第9条 候補者の推薦に際しては、次の書類正各1通及び副格14通（但し、説明資料を除く）を1月末日までに会長に提出する。
- a) 推薦書 [所定の用紙]
 - b) 推薦理由書 [A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文及び業績リスト（主要なもの）はそれぞれ2枚以内で作成すること]
 - c) 被推薦者履歴書 [所定の用紙]
 - d) 説明資料 [特に重要な報告の別刷りなど審査の参考となる資料]
- 第10条 本賞候補者の選考は、別に定める学会功労賞・技術功績賞審査委員会に、J A I M AおよびC E R Iが各々推薦する1名の委員を合わせて構成する先端分析技術賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。
2. 審査委員は、会長がこれを委嘱する。
 3. 委員長は、学会功労賞・技術功績賞審査委員会の委員長が兼務する。
- 第11条 審査委員会の内規は、別に定める。
- 第12条 審査委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。
- 第13条 審査委員は、当該年度の会長、被推薦者及びその推薦者であってはならない。
- 第14条 審査委員会は、推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもので、J A I M A機器開発賞は2件以内、C E R I評価技術賞は1件以内を無記名投票によって選考し、本人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。
- 第15条 会長は、前条によって報告された候補者を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。
- 第16条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、J A I M AおよびC E R Iの了承を得ることとする。

- 付規
- 1) 支部長が被推薦者となることは本規程上差し支えない。
 - 2) 本規程の施行をもって、先端分析技術・機器開発賞規程を廃止する。
 - 3) 2008年度表彰対象から施行する。

2007年4月13日制定 2015年6月9日一部改訂

先端分析技術賞制定趣意書

本会は、2004年2月に（社）日本分析機器工業会（JAIMA）のご支援のもとに先端分析技術・機器開発賞を制定致し、その趣旨に沿った活動をしてまいりました。近年、より効率的・効果的で信頼性の高い分析技術が必要とされ、機器開発に並行して先端的な分析手法・物質評価手法の重要性が再認識されてまいりました。本会は、より信頼性の高い分析技術の発展のために標準物質の開発、分析手法の標準化に力を入れ、学術進歩や社会発展に貢献してまいりましたが、このたび（財）化学物質評価研究機構（CERI）のご協力により、この分野で優れた業績を挙げた方を表彰することになりました。

（社）日本分析機器工業会（JAIMA）および（財）化学物質評価研究機構（CERI）のご賛同を得て、先端分析技術・機器開発賞を発展的に改編し、先端分析技術賞と改称し、この中にJAIMAとCERIのスポンサーシップによるJAIMA機器開発賞とCERI評価技術賞を制定することになりました。また、この趣旨を広く活かすことを願い、（1）対象者の年齢条件をなくし、個人あるいはグループへと広げ、（2）本会研究懇談会委員長やCERI役員にも推薦をして頂くこととしました。

先端分析技術・機器開発賞の意義を生かし、更なる分析技術の進展を期待し、本賞へのご理解とご協力・ご支援をお願い致します。

なお、参考までに先端分析技術・機器開発賞の趣旨を付記します。

「本会は、創立10周年記念事業として学会賞及び有功賞を、創立20周年記念事業として奨励賞を、創立35周年の際には技術功績賞を、そして創立50周年記念事業として学会功労賞を、それぞれ制定致しました。これらの賞は、個人あるいはグループの独自の学術業績あるいは多年にわたる貢献を称えるものであり、多くの会員がその誉れを受けておられます。

新世紀を迎え、分析化学がその重要性を増してくる中、2002年のノーベル化学賞は分析化学分野が受賞対象となり、学会の名誉会員にもなりました田中耕一氏が受賞されたことは記憶に新しいところです。この偉業を契機として、我が国の分析技術開発力の高さがあらためて認識されたのは、日本分析化学会としても大変慶ばしいことでありました。また2003年には学会が主催する「研究基盤としての先端機器開発・利用戦略」特別シンポジウムにおいて決議がなされ、その中で先端的機器の基礎技術の開発、製品化などで優れた業績を挙げた者及び企業等を顕彰する制度を整えることが要請されました。

本会では、この機会に分析技術の重要性をさらに広く社会にアピールすることを目的に、（社）日本分析機器工業会のスポンサーシップの下、新たに先端分析技術・機器開発賞を制定することといたしました。この賞は、分析技術・分析機器開発の画期的な進歩及び応用において著しい功績のあった45歳以下の個人を対象にするものであります。

上述の趣旨を御理解のうえ、会員の皆様の御支援をお願い申し上げます。」

（先端分析技術・機器開発賞規程から先端分析技術賞規程への改編は2007年4月13日理事会承認済み）

2007年6月15日理事会承認